

尊厳死法施行4カ月

韓国 8500人延命中止



新毎日

6月17日(日)

2018年(平成30年)

発行所：大阪市北区梅田3丁目4番5号
〒530-8251 電話(06)6345-1551
毎日新聞大阪本社

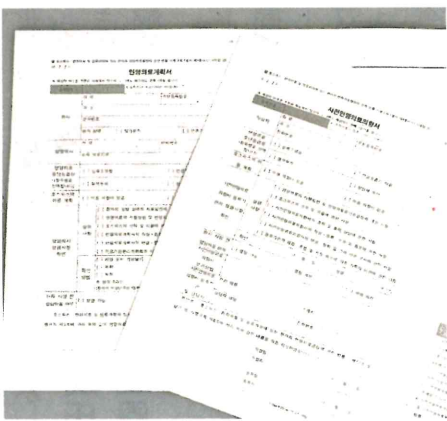


韓国で今年2月から、回復が見込めない終末期の患者の延命治療を、法律に基づいて取りやめることができる制度が導入された。国から制度運営を委託される財団法人によると、今月までの4カ月間で、高齢者ら約8500人の延命治療が取りやめられた。尊厳死を法律で認めた制度といえる。日本と同様に高齢化が進む韓国で、終末期医療が転換期を迎えている。

【三上健太郎、李英浩、近藤大介】

意思表示は3万人超

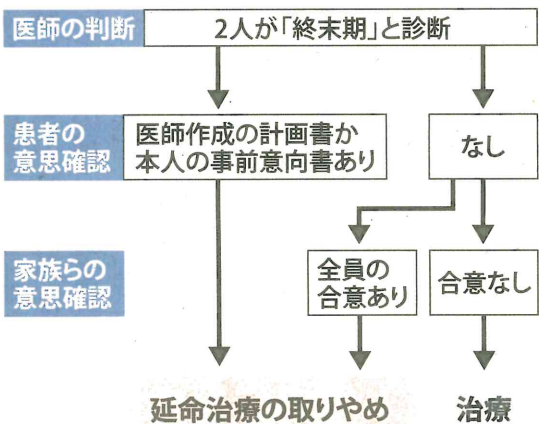
韓国の延命治療決定法で、患者の意思表示書面として使われる「計画書」(左)と「事前意向書」(右)の様式はいずれも法施行時



り外しのほか、心肺蘇生や抗がん剤などを中止でき、こうした延命治療を最初から差し控えることもできる。薬物投与で死なせる安

楽死は認められていない。意思表示の書面は2種類ある。がんなど特定の疾患で死期が迫った患者らの意思に沿って医師が作成する「計画書」と、19歳以上の誰もが指定団体で作成できる「事前意向書」。書面は国が管理するオンラインシステムに登録され、内容は何度でも変更できる。財団法人「国家生命倫理政策院」によると、今月3日現在、延命治療が取りやめられた患者は約8500人に及び、大半は死亡したとみられる。

韓国で法制化された延命取りやめの主な流れ



※韓国保健福祉省への取材による

尊厳死

死期が迫った終末期患者が自らの意思で延命治療を取りやめ、そのまま自然に迎える死のことをいうが、明確な定義はない。医師による薬剤投与で積極的に死なせる安楽死に対し、「消極的安楽死」と呼ばれることもある。日本尊厳死協会(東京)によると、海外では米国やフランス、ドイツなどが法律で認めている。オランダやベルギーでは安楽死が合法化されている。

る。計画書と意向書の作成者は3万人を超えている。法制化のきっかけは、高齢女性の家族が人工呼吸器の取り外しを入院先に求めた訴訟だ。韓国最高裁が09年、女性の意思通りに取り外しを命じる初判断を示し、法整備が一気に進んだ。意向書の作成窓口になった「賞堂福祉財団」(ソウル市)には制度が試験的に導入された昨年10月、約1000人の希望者が殺到した。この財団で延命拒否の意向書を作った柳花子さん(49)は、ソウル市内の病院スタッフとして末期がん患者らの世話をしており、「無理な延命で苦しむ人を何人も見た。私は自然に死にたい」と話す。同政策院長の李允聖・ソウル大教授(法医学)は、「高齢化が進んでいる。国民全体で終末期について考え、患者の意思が尊重される社会になってほしい」と指摘する。

一方、日本では超党派の国会議員連盟が12年、患者の意思を前提に尊厳死を認める法案をまとめたが、「命の切り捨てにつながりかねない」などと反発の声もあり、法案は国会に提出されていない。国の延命治療に関する指針(07年策定)は、今年3月に初めて改定された。ただ延命取りやめの明確な基準は示されておらず、医療現場では困惑もある。